



令和5年上半期の健康保険改正事項について

1. 本年1月から協会けんぽの届出様式が新様式となり、受取代理人欄が削除されました。

協会けんぽは協会けんぽ内部のシステムの変更などにより、定期的に届出様式を見直しして、本年1月から新様式へ変更し、すでに運用が始まっています。

新様式では傷病手当金や出産手当金の様式から「受取代理人」の欄が削除されました。この受取代理人とは、被保険者が、代理人が給付金を受領することを委任する「法律行為」として行われてきました。そのため、旧様式には「本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。」という文言があり、協会けんぽから代理人に対し給付金が支払われていました。健康保険法では被保険者へ給付金を支払うことが原則であることから、今回、被保険者へ確実な給付金の支払いを行うため、給付金の振込口座は、相続の場合を除き、被保険者本人のものに限られました。

また、旧様式は本年1月以降も使用できるとしていますが、新様式で申請した場合に比べて事務処理等に時間を要する場合があります。新様式の使用を推奨しています。

なお、申請書が新様式に変更となったため、協会けんぽの「健康保険制度・申請書の書き方」ガイドブック (<https://roumu.com/archives/115104.html>) も更新されました。

2. 本年3月からの健康保険料率が10.02%に、介護保険料率は1.82%になる予定です。

本年1月30日に全国健康保険協会運営委員会が開催され、本年度の健康保険料率「案」が決定されました。昨年11月24日に全国健康保険協会運営委員会が開催され、運営委員会理事から平均保険料率（都道府県単位保険料率の全国平均）については、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる令和22年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい」という発言を踏まえ、神奈川支部で評議会が開催され、本年度の健康保険料率「案」10.02%が（9.85%から0.17%引き上げ）了承されました。神奈川支部の評議会での意見は、「中小企業の経営環境が悪化する中で大幅な保険料率の引き上げ回避の要望を踏まえると、短期的な視点からは、当支部の本年度保険料率を現行の9.85%程度に据え置くことが望まれますが、中長期的な視点に立てば、全国平均保険料率は10%に維持するべきであり、全国平均保険料率10%を所与とした当支部の本年度保険料率10.02%への引き上げは、やむを得ないと思料します。」としています。

また、今後の保険料率について、当支部の保険料率が全国平均保険料率を初めて上回ることとなりました。「これはここ数年の当支部の加入者一人当たり医療費の伸びが相対的に高かったことを主因とするものであり、今後、医療費分析の深化などを通じて、医療費適正化の取り組みをさらに強化していく。」としています。介護保険料率は全国一律で0.18%引き上げられ1.64%から1.82%に引き上げられる予定です。正式な決定は厚生労働大臣の認可を受けてからになります。

3. 本年4月から出産育児一時金が増額され50万円になる予定です。

正常な分娩はケガや病気ではないため、健康保険における療養の給付の対象外となっていますが、健康保険では被保険者とその被扶養者が出産したときに出産育児一時金を申請することで、分娩費用の補助として一時金が支給される制度があります。

出産育児一時金の額は現在、1児につき42万円（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産した場合は40.8万円）が支給されています。今回この支給額について、社会保障審議会医療保険部会で「出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、本年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことで、増額する政令案が出されました。政令案は、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額について、総額50万円（48.8万円＋加算額1.2万円）とするもので、政令案の公布は1月下旬、施行は4月1日が予定されています。